

(議事録)

土屋会長 ただいまより、令和5年度第4回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。初めに本日の出席委員の状況について報告をお願いします。

賃金室長補佐 本日の出席委員は、公益委員5名、労働者委員4名、使用者委員5名、出席者数、合計14名です。欠席は二階堂委員です。

土屋会長 本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

 本日の主な議題は「特定最低賃金の改正決定について」です。

 なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により会議を公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開とすることといたします。

 本日、傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

賃金室長補佐 傍聴者は3名です。

土屋会長 はい。なお、本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により会議を公開とし、議事録につきましても同規程第7条第2項により公開とすることといたします。

 本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。

 続いて配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

賃金室長 本日、新たにお配りしている資料はございません。

土屋会長 よろしいですか。

 では、議題1は「特定最低賃金の改正決定について」です。

労働基準部長 昨日、会長から、特定最低賃金の「改正決定の必要性があり」との答申をいただきましたので、特定最低賃金の金額改正についての諮問をさせていただきます。

 (労働基準部長から会長に諮問文手交)

土屋会長 それでは、事務局から特定最低賃金の改正決定についての諮問文を読み上げてください。

賃金室長補佐 (読み上げ)

土屋会長 ありがとうございます。
ただいま金額改正につきまして諮問を受けましたので、特定最低賃金について専門部会を設置して、調査審議を行うことといたします。
今後の事務手続について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づき、専門部会を設置いたします。

専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員の任命については、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項において、「関係者に対し候補者の推薦を求めなければならない」と定められております。この規定に基づいて、本日、候補者の推薦公示を行います。推薦の締切日は令和 5 年 8 月 21 日月曜日といたします。

続いて、関係労使からの意見聴取について御説明いたします。

最低賃金法第 25 条第 5 項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と定められております。そして、その意見聴取の手続に関しては、最低賃金法施行規則第 1 1 条第 1 項において、「最低賃金審議会が関係労使の意見を聴く旨及び意見を述べようとする関係労使は一定期間内に文書をもって意見を提出すべき旨を公示をすることにより行う」と定められています。

これに基づいて、本日、関係労使の意見聴取についての公示を行います。意見書提出の締切りは、8 月 21 日月曜日といたします。

なお、この公示に基づく意見書の提出があった場合は、9 月 6 日に予定している第 1 回特定最低賃金合同専門部会において御報告をいたします。

以上です。

土屋会長 議題 1 について、御質問、御意見等何か皆様からありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議題 1 は以上としまして、議題 2 は「その他」になりますが、委員の皆様からまず、何かございましたら。よろしいですか。

事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長 事務局からもございません。

土屋会長 ということで、本日の議事はこれで全て終了いたしました。次回の第 5 回埼玉地方最低賃金審議会は、明日 8 月 4 日、第 4 回専門部会終了後に実施する予定です。会議、議事録ともに公開といたします。

これで第5回本審を終了いたします。

— 了 —